

草柳庭球場利用前の「スポーツ施設等利用承認通知書」確認について

いつも草柳庭球場をご利用いただきありがとうございます。

草柳庭球場では条例等により利用の権利を譲渡する行為は禁止されておりますが、他人にコートを転貸する行為が行われているとの声が寄せられております。

このたび、施設利用の適正化を目的として、以下の開始前の受け付けルールを設けることになりました。

施設利用の皆様へはご負担をおかけしますが、スポーツ施設の適正利用へのご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

《利用開始時の受付ルール》

1 スポーツ施設利用承認通知書の確認

草柳庭球場利用開始前に「スポーツ施設等利用承認通知書」をクラブハウス事務所に係員に提示し、確認を受けてから利用を開始してください。

※ゆとりの森テニスコートと同様です。

- スポーツ施設等利用承認通知書を忘れた場合は入場できませんので必ず持参してください。
- 利用者が利用開始時間から遅れてご来場され、管理人が施設管理作業等で事務所を不在にしていた場合は、利用を開始していただいて構いませんが、係員が確認のためコートへ立ち入らせていただきます。

2 開始日 令和7年4月1日(火)

大和スポーツセンター